

## ■ 新型コロナメンタル相談の取り組みなどを報告－第13回執行委員会を開催－

連合福島は、7月2日（木）第13回執行委員会（新型コロナ対策本部会議）を開催した。冒頭、今野会長から「6月15日から20日にかけて実施した初の試みの『労働相談ダイヤル・メンタルカウンセリング』の結果は、労働相談24件、メンタルカウンセリング13件、労働相談の内2件は法律相談となった。「厚労省の調査では、精神疾患を理由とした労災申請と認定が過去最悪。この現状をみれば、取り組みの必要性和連合福島の貢献と存在を示した。この取り組みは引き続き行っていきたい。」と挨拶があった。



あいさつする今野会長（中央）

連合福島は、働く者の生活と権利向上、健康を守る取り組みの充実強化をはかる。

## ■ 厚生労働省が休業手当を受け取れない個人向けの給付申請を開始

連合福島は、「勤務先から休業手当を受け取れない労働者向け給付金の申請書の配布」が各地区ハローワークで開始されたことを確認した。内容は以下のとおり、厚生労働省のホームページ上にも申請書類が公開され、7月10日時点で郵送申請のみ受付。また、給付金に関する手続等の問い合わせに対応する電話相談窓口も開設。事業主の責任が第一だが、家族や友人でお困りの人がいれば活用をすすめていただきたい。

・ 無料相談窓口：0120-22-1276（平日8:00～20:00まで、土日祝日8:00～17:15まで）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）	
<b>概要</b>	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。
<b>主な内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>対象者</b> 令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者</li> <li><b>支給金額の算定方法</b>  <math display="block">\text{休業前の1日当たり平均賃金} \times 80\% \times (\text{各月の日数} - \text{就労した又は労働者の事情で休んだ日数})</math> <small>① 1日当たりの支給額（11,000円が上限）      ② 休業実績</small> </li> <li><b>手続内容</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請方法：郵送（オンライン申請も準備中） （労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能）</li> <li>必要書類：(i) 申請書、(ii) 支給要件確認書                      ※ 本人確認書類、(iv) 口座確認書類、(v) 休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの。                      ※ 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。                      ※ 事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）。</li> </ol> </li> <li><b>実施体制等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県労働局において集中処理</li> <li>問い合わせを受け付けるコールセンターを設置</li> </ul> </li> </ol>

※連合福島「新型コロナウイルス対策本部」ニュースは連合福島ホームページに掲載しています。  
 新型コロナウイルス感染症特設ページ URL・・・<https://www.rengo-fukushima.jp/corona/>

◎お問い合わせ先

連合福島 組織広報局：遠藤・渡邊、労働局 阿部、政治政策局 竹岡  
 電話：024-522-0500 メール：rengo-fukushima@bz01.plala.or.jp